



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月29日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 金谷 繁夫  
労働基準調整官 北林 浩之  
監督係長 佐藤はるみ  
電話 018-862-6682

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過重労働解消キャンペーンや過労死等防止対策推進シンポジウムなどを実施 ～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、国民に過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

秋田労働局ではこの月間に次の取組を行います。

### ○ 過重労働解消キャンペーンの取組

#### 1 使用者団体等への協力要請

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

#### 要請団体及び要請日時（※1）

##### （1）一般社団法人秋田県経営者協会への要請

日時：令和3年11月1日（月）10：00～

場所：一般社団法人秋田県経営者協会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階）

##### （2）秋田県商工会連合会への要請

日時：令和3年11月1日（月）10：30～

場所：秋田県商工会連合会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館4階）

##### （3）秋田県商工会議所連合会への要請

日時：令和3年11月1日（月）11：00～

場所：秋田県商工会議所連合会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田商工会議所内）

##### （4）秋田県中小企業団体中央会への要請

日時：令和3年11月1日（月）11：30～

場所：秋田県中小企業団体中央会

（秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階）

〔このほか、使用者団体（秋田県労働基準協会等）、労働組合（日本労働組合総連合会秋田県連合会、秋田県労働組合総連合）をはじめ、業界団体に対して要請を行うこととしています。〕

- 2 秋田労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問（※2）  
秋田労働局長が県内で長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問し、取組事例を収集して広く紹介します。
- 3 重点監督の実施
  - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
  - ②若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4 「過重労働相談受付集中期間」の設置及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施  
10月31日（日）から11月6日（土）までを「過重労働相談受付集中期間」とし、秋田労働局と県内各労働基準監督署で平日に労働相談を受け付けます。  
また、11月6日（土）を「特別労働相談受付日」とし、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。  
「過重労働解消相談ダイヤル」（11月6日（土） 9:00～17:00）  
フリーダイヤル：0120-<sup>なくしましよ</sup>7 9 4-713<sup>う長い残業</sup>  
「労働条件相談ほっとライン」（委託事業）（別添1参照）  
（平日夜間 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00）  
フリーダイヤル：0120-<sup>はい！労働</sup>811-610
- 5 「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）の実施（別添2参照）  
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に、事業主や人事労務担当者等を対象に、10月から12月を中心として、会場又はオンライン開催によりセミナーを実施します。

#### ○「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（別添3参照）

日時：令和3年11月29日（月）13:30～15:30（受付13:00～）  
会場：秋田市にぎわい交流館AU（あう）多目的ホール（秋田市中通1-4-1）  
内容：基調講演：「ハラスメントとコンプライアンス」  
（講師：水谷英夫弁護士）  
施策説明：秋田労働局  
取組事例報告：株式会社五洋電子  
過労死を考える家族の会による体験談

※1 取材される場合は、事前に秋田労働局労働基準部監督課（018-862-6682：担当北林、佐藤及び金谷）までご連絡をお願いします

※2 秋田労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問は現在調整中です。